

いじめ防止基本方針

いじめ防止等委員会の設置

・校務分掌に「いじめ防止等委員会」を設定する。構成は、校長、副校長、指導教諭、総括教務主任、学部主事、当該学年長、当該担任、寮務主任、当該舎担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、生徒指導部員、学校運営協議会委員*（2名）、PTA代表*（会長等）、スクールカウンセラー*とする。*スクールカウンセラー等については、校長の判断で必要に応じて招聘する。

【役割】

・いじめについての相談及び通報窓口 ・事案対処のための情報収集及び記録、共有 ・いじめであるか否かの判断 ・指導体制及び対応方針の決定 ・外部への組織的対応実施機関 ・児童生徒・保護者へのいじめ防止の啓発等に関すること ・他、いじめ防止の取り組みに関すること

1 「いじめ」について（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

「いじめ」とは本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

したがって、次の①から④まで、すべてを満たす事象がある場合に、いじめが成立することになる。

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

〈本校のいじめの認知に関わる基準〉

基準1 児童や生徒どうしで解決が見込まれるもの

（行った人はいざずら又は自覚していない／やられた人が行為に対し不快に感じている場合で、
友達同士の話し合いで解決できたもの）

基準2 教師の介入・指導で解決が図られるもの

（行った人はいざずら又は自覚していない／やられた人が行為に対し不快に感じている場合で、
教師の注意や教師と一緒に友達同士で話し合うことで解決できたもの）

基準3 教師の指導後も観察が必要で、適時介入・指導が求められるもの

（行った人はいざずら又は自覚していない／やられた人が行為に対し不快に感じている場合で、
必要に応じ、状況の確認や教師の注意、友達同士での話し合いを必要とするもの）

基準4 教師の指導後も十分な配慮が必要で、継続して介入・指導が求められるもの

（行った人・やられた人ともにいじめだと思っている場合で、注意や話し合いでも改善されていないもの）

基準5 行為が悪質で重大事案となりうるもの

（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品に重大な被害を被った場合、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合）

いじめが疑われる事案が発生した場合は、情報収集及び事実確認、いじめか否かの判断を迅速かつ組織的に行う。なお、基準1～5にあわせた具体的対応については、3-2いじめ事案認知時の具体的対応に挙げることとする。

2 いじめを未然に防止するために

〈児童生徒に対して〉

- (1) 児童生徒の一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童生徒がもつようにさまざまな活動の中で指導する。

〈教員として〉

- (1) 児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図り、自発的に発達できるように支援していく。
- (2) 「いじめを決して許さない」という姿勢や、児童生徒一人一人の変化に気づくよう、鋭敏な感覚をもつように努め、児童生徒や保護者からの話を親身になって聞き、適切に対応する。

〈学校全体として〉

- (1) いじめに関するアンケート調査を年4回実施。その結果から児童生徒の様子の変化などを教職員で共有する。
 - ア 学校生活アンケート 5月、1月
 - イ こころとからだの健康観察 8月末から9月中旬（例年）
 - ウ 学校評価アンケート(児童・生徒、保護者) 11月
- (2) 学校として「いじめは決して許されない」ということと、「いじめ」に気づいた時に、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童生徒に伝える。
- (3) 教職員の共通理解を図るために、校内研修を年に複数回実施する。
 - ア いじめ問題にかかわる校内研修 6月、9月
 - イ アンケート結果の共有（学部会、職員会議）6月、10月、12月、2月
- (4) いじめの把握、及び、いじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、本校の取り組みを客観的に評価する。
 - ア 友達からいじわるされたことはありますか。（生徒用）
 - イ 友達となかよくしていますか。（生徒用）
 - ウ 児童生徒から、「学校でいじめられている」と聞いたことがありますか。（保護者用）
 - エ 私は、児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図っている。（教職員用）
 - オ 私は、「いじめを決して許さない」という姿勢や、児童生徒一人一人の変化に気づくよう、鋭敏な感覚をもつように努め、児童生徒や保護者の話を親身になって聞く姿勢を大切にしている。（教職員用）
 - カ 児童生徒から、「学校でいじめられている」と聞いたことがありますか。（関係機関用）

〈生徒の主体的な活動〉

生徒会や委員会活動で、いじめ防止標語・ポスターの作成を行う。

〈保護者・関係機関・地域に対して〉

- (1) 児童生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することを依頼する。
- (2) 関係機関、地域からの情報提供及び情報の共有化、連携を図る。
- (3) 入学時のオリエンテーション（入学説明会、PTA 総会等）で、いじめ防止基本方針の内容を保護者に伝える。

〈早期発見に向けて…「変化に気づく」

- ・児童生徒の様子を担当はじめ多くの教師で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童生徒には、教師は積極的に声がけを行い、児童生徒に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童生徒の人間関係や学校活動等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して児童生徒との信頼関係を深める。

〈相談ができる…「誰にでも」

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることを、誰にでも相談できたり相談したりすることの大切さを伝えていく。
- ・いじめられている児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、児童生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教師は、直ちに管理職に報告する。

〈早期の解決…「傷口は浅いうちに」

- ・教師は気づいたあるいは児童生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者・加害者といった二者関係だけではなく構造的に問題を捉える。事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとで行う。

3-1 いじめ発生時の対応

いじめの事案発生もしくは相談があった場合は、教職員の共通理解のもと、組織で解決にあたる。

(1) 基本的な対応

- ア いじめが確認された場合は、校長の指示を受け、3-2に挙げる組織員により、ケース会議または拡大指導部会議を開き、(児童生徒からの聞き取り、情報収集及び事実確認を経て)いじめか否かの判断及び対応及び指導方針の素案を作成する。
- イ アの素案を元に、「いじめ防止等委員会」を開催し、以後の対応を組織的に決定、共有する。
- ウ 双方の保護者に対して、事実について説明するとともに、再発しないよう、対応及び今後の体制について説明する。
- エ いじめられた児童生徒を守るために、教職員に周知を行い、解決と再発防止に向けた支援を行う。
- オ いじめた児童生徒への対応については、いじめは許さないという毅然とした指導及び継続的な指導を行い、相手への思いやりや自己の行為を考えさせ、いじめを起こさない環境を構築する。
- カ いじめに至った原因や背景を確認し、いじめられた生徒への立ち直り支援を行う。
- キ 双方の家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に生かす。

(2) 学校としての取り組み

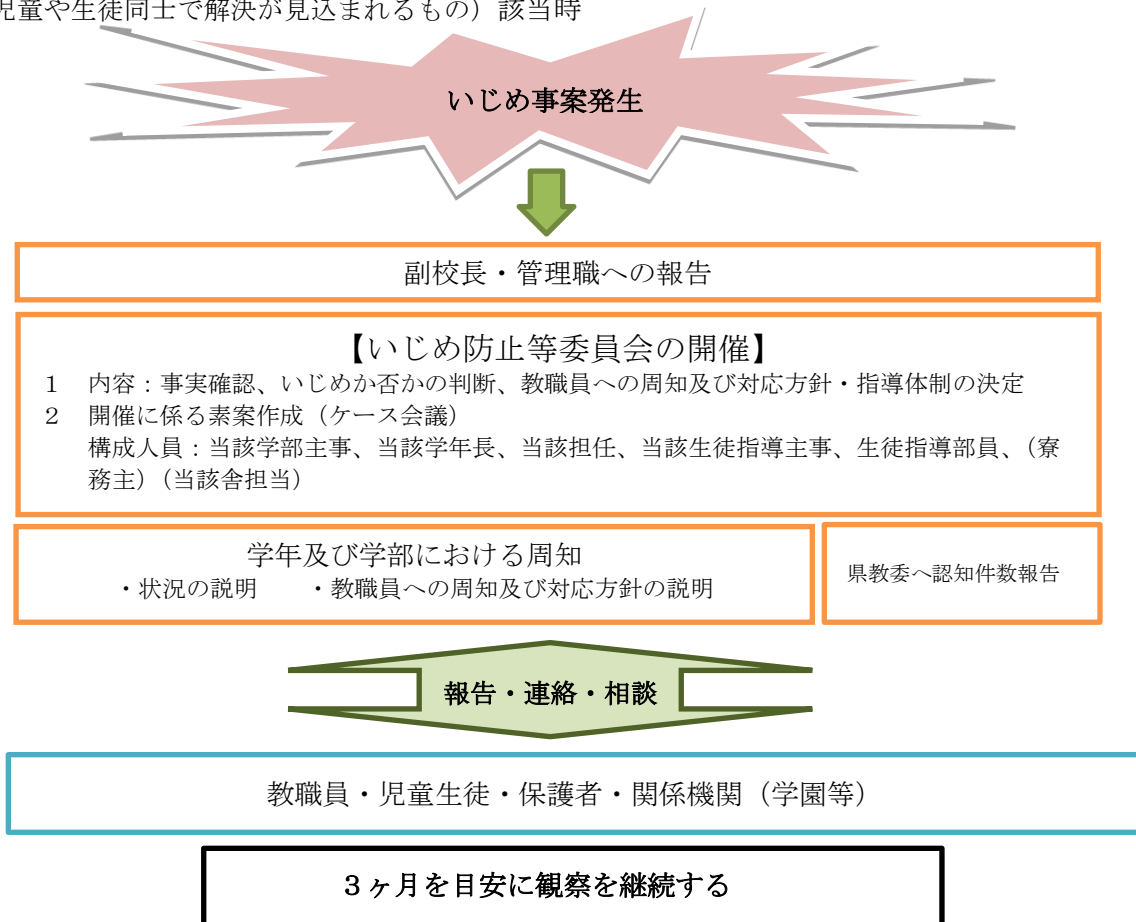
いじめがあった事実を真摯に受け止め、いじめ防止等委員会などで学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。

(3) いじめの解消

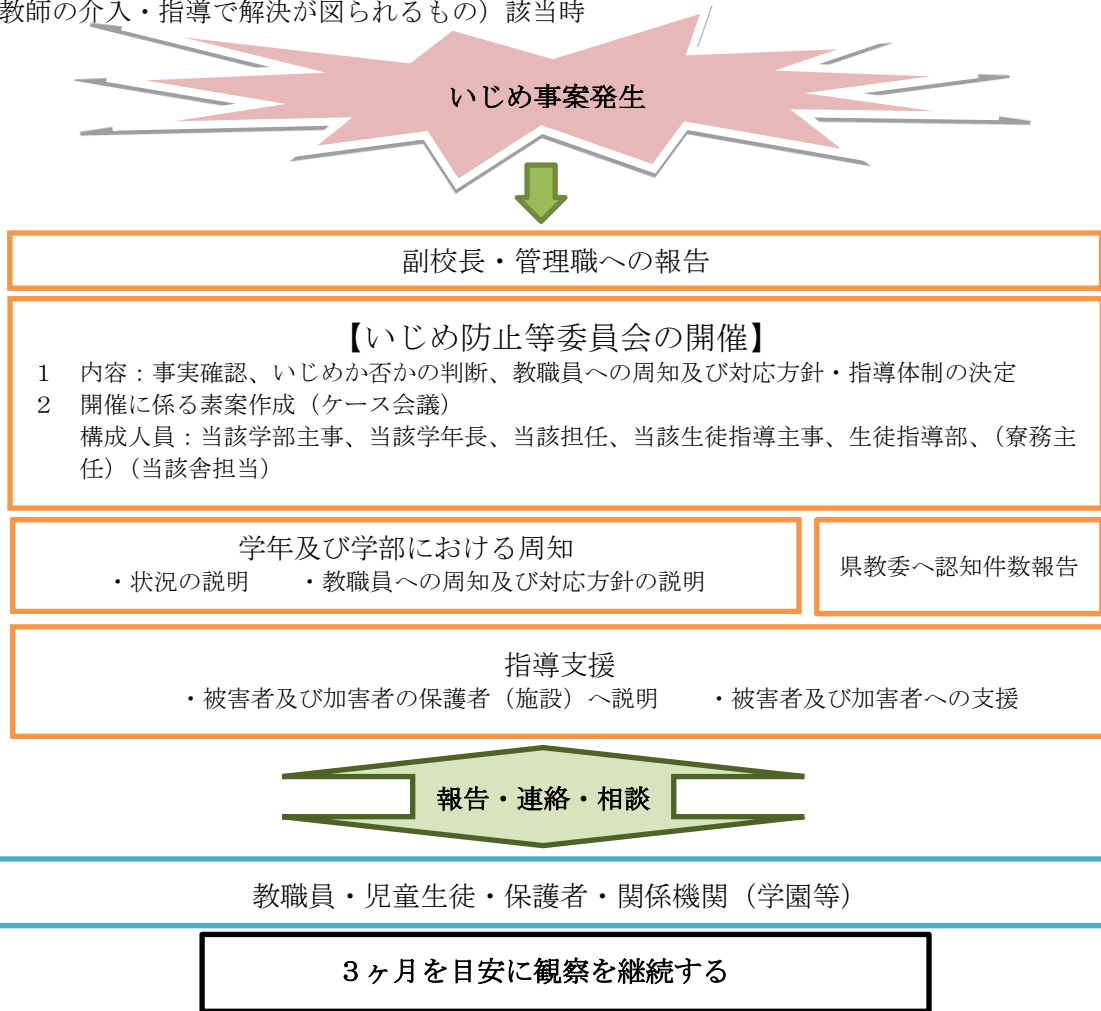
- ア いじめが止んでいる状態が、3ヶ月以上継続していること。
- イ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと。(本人、保護者と面談等により確認)

3-2 いじめ事案認知時の具体的対応

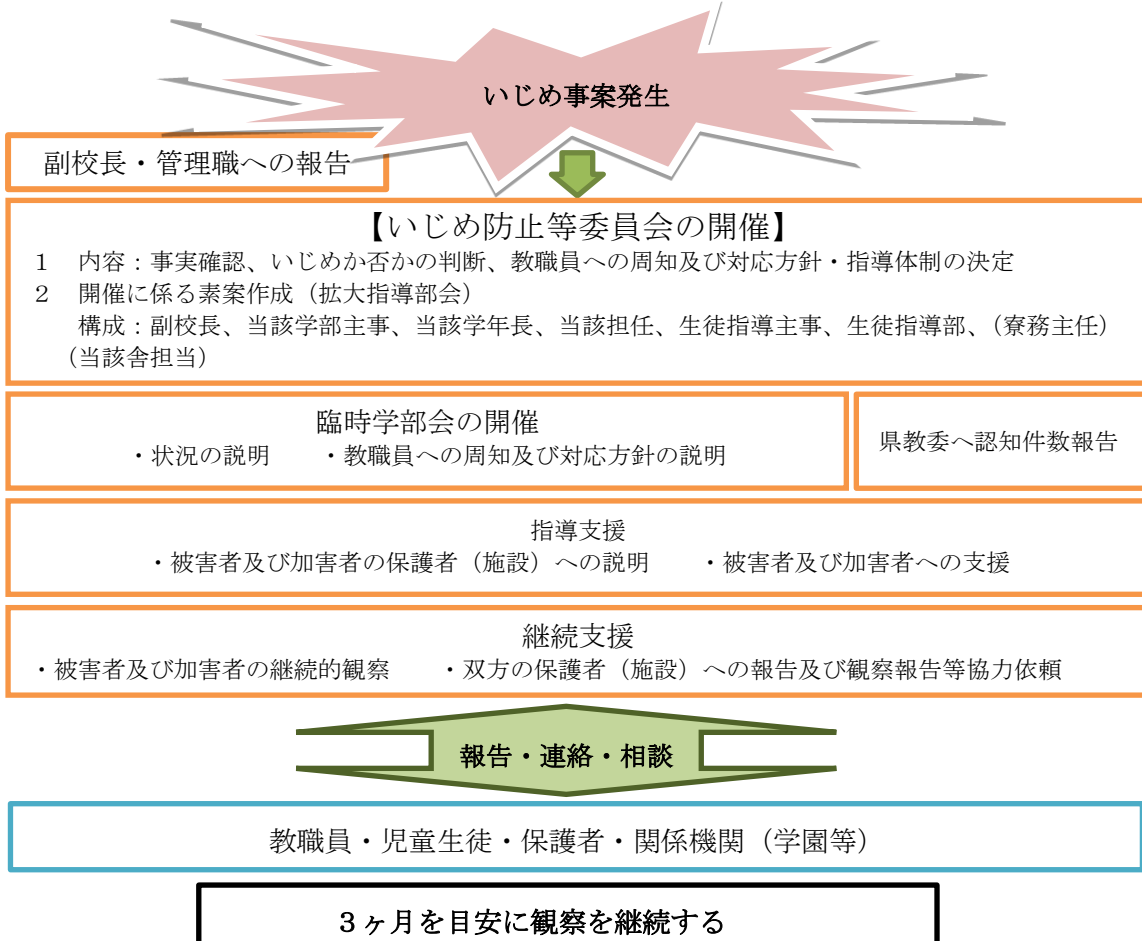
基準1 (児童や生徒同士で解決が見込まれるもの) 該当時



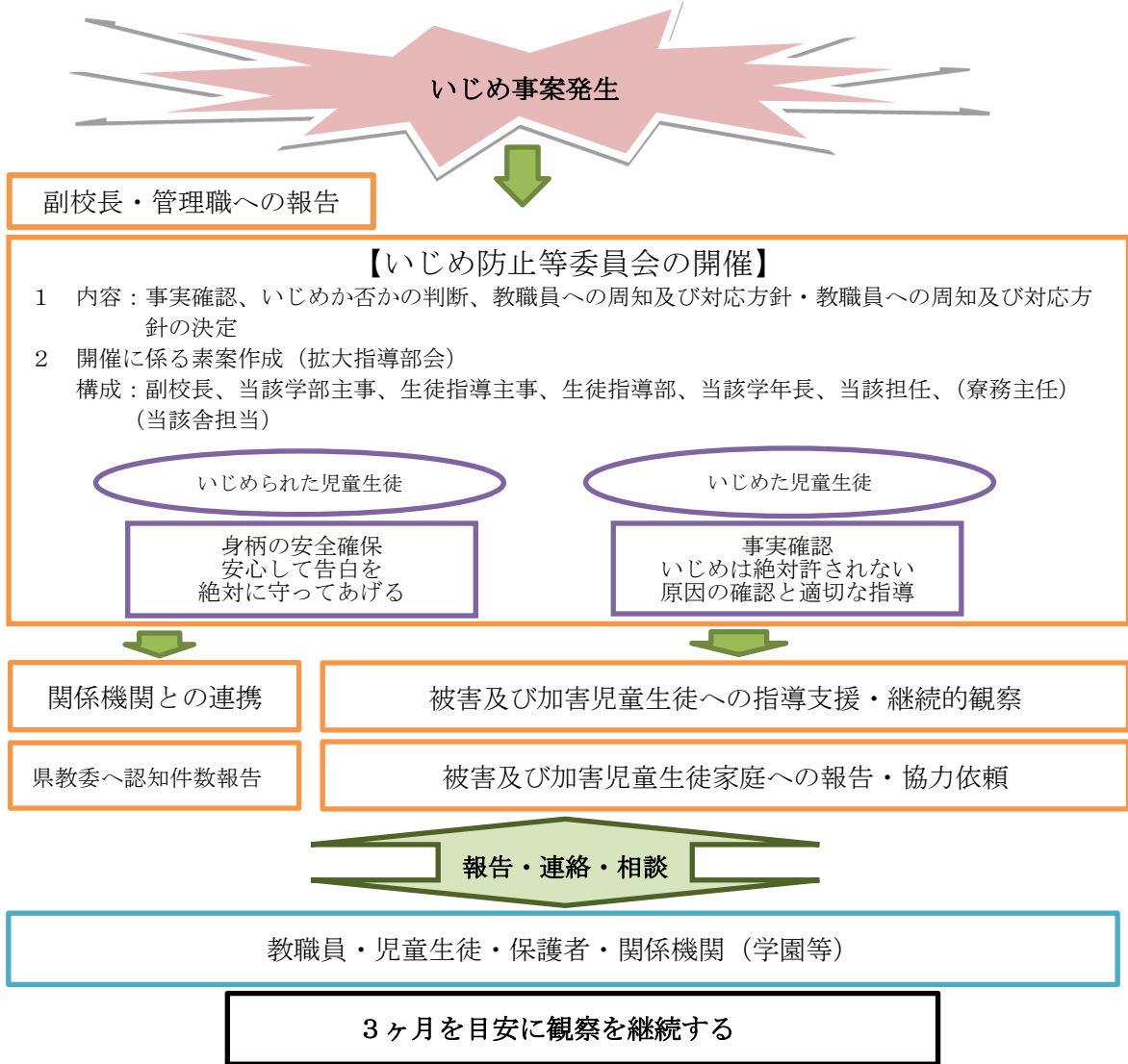
基準 2 (教師の介入・指導で解決が図られるもの) 該当時



基準 3 (教師の指導後も観察が必要で、適時介入・指導が求められるもの) 該当時



基準4（教師の指導後も十分な配慮が必要で、継続して介入・指導が求められるもの）該当時



4-1 重大事態発生の対応（重大事案発生時対応 第28条）

(1) 重大事態とは

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合（生命被害） *ア、イ、ウ、エ [生命心身財産重大事態]
- イ 身体に重大な障害を負った場合（身体被害）
- ウ 金品に重大な被害を被った場合（財産被害）
- エ 精神性の疾患を発生した場合（精神被害）
- オ 児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合 [不登校重大事態]

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、岩手県教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ア 調査委員会の設置（いじめ防止等委員会委員、当該学級担任等、学校長が必要と認めた委員）
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者にアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないように配慮する。
- ウ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、配慮すること。
- エ いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により説明し、解決に向けて協力を依頼する。

4-2 重大事態発生の具体的対応

基準5 (行為が悪質で重大事案となりうるもの) 該当時

